

令和 6 年 7 月

お客さま各位

定期預金・通知預金・定期積金共通規定等改定について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、下記預金規定の改定を行いますのでお知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいておりますお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

改定後の預金規定については、当組合ホームページにて掲載させていただきます。

記

1. 改定日

令和 6 年 9 月 2 日(月)より

2. 改定する預金規定

- (1)定期預金・通知預金・定期積金共通規定
- (2)期日指定定期預金規定
- (3)自動継続期日指定定期預金規定
- (4)自由金利型定期預金規定
- (5)自動継続自由金利型定期預金規定
- (6)自由金利型定期預金(M 型)規定(単利型)
- (7)自動継続自由金利型定期預金(M 型)規定(単利型)
- (8)自由金利型定期預金(M 型)規定(複利型)
- (9)自動継続自由金利型定期預金(M 型)規定(複利型)
- (10)通知預金規定
- (11)スーパー積金規定

3. 改定する預金規定の内容

別紙 新旧対照表参照



定期預金・通知預金・定期積金共通規定 新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>2. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、<u>第4条</u>第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいづれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第4条</u>第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>2. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、<u>第3条</u>第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいづれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第3条</u>第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>3. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいづれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または</p>	(新設)

改 定 後	現 行
<p>経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p>(4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出した在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</p>	
<p><u>4.</u> (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2) この預金を全額解約または書替継続もしくは預入日から1年経過後に一部解約するときは、証書裏面の受取書欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。</p> <p>(3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けるについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はいつでもこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p>	<p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2) この預金を全額解約または書替継続もしくは預入日から1年経過後に一部解約するときは、証書裏面の受取書欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。</p> <p>(3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けるについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はいつでもこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p>



改 定 後	現 行
② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前各号に準ずる者	② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前各号に準ずる者
③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E その他前各号に準ずる行為	③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E その他前各号に準ずる行為
④ この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合	(5) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書を持参のうえ、当店に申出ください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
5. ~ 14	4. ~ 13

期日指定定期預金規定 新旧対照表

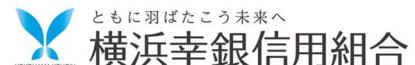
(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
3. (利息) (1) ~ (2) 省略 (3) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第4条1項により満期日前に解約する場合および同規定第4条4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	3. (利息) (1) ~ (2) 省略 (3) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期日前に解約する場合および同規定第3条4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

自動継続期日指定定期預金規定 新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
4. (利息) (1) ~ (4) 省略 (5) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第4条1項により満期前に解約する場合および同規定第4条4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	4. (利息) (1) ~ (4) 省略 (5) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定第3条4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。



自由金利型定期預金規定 新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第4条1項により満期前に解約する場合および同規定第4条4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p>

自動継続自由金利型定期預金規定 新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第4条1項により満期前に解約する場合および同規定第4条4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、</p>

改 定 後	現 行
この預金とともに支払います。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。なお精算に不足が生じた場合はこの預金の元金により精算します。	この預金とともに支払います。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。なお精算に不足が生じた場合はこの預金の元金により精算します。

自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第4条1項により満期前に解約する場合および同規定第4条4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。なお精算に不足が生じた場合はこの預金の元金により精算します。</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第3条1項により満期前に解約する場合および同規定3条4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。なお精算に不足が生じた場合はこの預金の元金により精算します。</p>



自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第<u>4</u>条1項により満期前に解約する場合および同規定<u>第4</u>条4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。なお精算に不足が生じた場合はこの預金の元金により精算します。</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第<u>3</u>条1項により満期前に解約する場合および同規定<u>3</u>条4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。なお精算に不足が生じた場合はこの預金の元金により精算します。</p>

自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第<u>4</u>条1項により満期前に解約する場合および同規定<u>第4</u>条4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第<u>3</u>条1項により満期前に解約する場合および同規定<u>3</u>条4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p>

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第<u>4</u>条1項により満期前に解約する場合および同規定<u>第4</u>条4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第<u>3</u>条1項により満期前に解約する場合および同規定<u>3</u>条4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p>



通知預金規定 新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 定期預金・通知預金・定期積金共通規定第<u>4</u>条1項により満期前に解約する場合および同規定<u>第4</u>条4項の規定により解約する場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。</p>	<p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 定期預金・通知預金・定期積金共通規定第<u>3</u>条1項により満期前に解約する場合および同規定<u>3</u>条4項の規定により解約する場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。</p>

スーパー積金規定 新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>4. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) この積金の給付補填金は、証書面記載の給付契約金と掛け金総額の差額により計算します。</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書面記載の掛け金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛け金残高とともに支払います。</p> <p>② この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第<u>4</u>条1項により満期前に解約する場合および同規定<u>第4</u>条4項の規定によ</p>	<p>4. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) この積金の給付補填金は、証書面記載の給付契約金と掛け金総額の差額により計算します。</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書面記載の掛け金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛け金残高とともに支払います。</p> <p>② この預金を定期預金・通知預金・定期積金共通規定第<u>3</u>条1項により満期前に解約する場合および同規定<u>3</u>条4項の規定により</p>

改 定 後	現 行
<p>り解約する場合には、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛け金残高とともに支払います。</p> <p>③ 前各号の期間に応じた計算は、次によります（小数点第3位以下は切捨てます。）この場合のこの計算の単位は100円とします。ただし、B. の利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。</p> <p>A. 初回払込日からの期間が12か月未満のもの……解約日の普通預金利率</p> <p>B. 初回払込日からの期間が12か月以上のもの……約定年利率×60%</p>	<p>解約する場合には、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛け金残高とともに支払います。</p> <p>③ 前各号の期間に応じた計算は、次によります（小数点第3位以下は切捨てます。）この場合のこの計算の単位は100円とします。ただし、B. の利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。</p> <p>A. 初回払込日からの期間が12か月未満のもの……解約日の普通預金利率</p> <p>B. 初回払込日からの期間が12か月以上のもの……約定年利率×60%</p>

ともに羽ばたこう未来へ
横浜幸銀信用組合